

自動車税

■納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者（割賦販売（ローンなど）で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主）に課されます。

■納める額

主な自動車の年税額は、次のとおりです。

なお、4月1日以降において、自動車を購入（新規登録に限る。）した場合は、その翌月から、また、自動車を廃車（まっ消登録）した場合は、廃車した月までの税額を月割で負担することとなります。

乗 用 車	区 分	年 税 額		
	総 排 気 量	営業用	自家用	自家用(01.10以降初回登録)
	1,000cc以下	7,500円	29,500円	25,000円
	1,000cc超 1,500cc以下	8,500円	34,500円	30,500円
	1,500cc超 2,000cc以下	9,500円	39,500円	36,000円
	2,000cc超 2,500cc以下	13,800円	45,000円	43,500円
	2,500cc超 3,000cc以下	15,700円	51,000円	50,000円
	3,000cc超 3,500cc以下	17,900円	58,000円	57,000円
	3,500cc超 4,000cc以下	20,500円	66,500円	65,500円
	4,000cc超 4,500cc以下	23,600円	76,500円	75,500円
トラック	4,500cc超 6,000cc以下	27,200円	88,000円	87,000円
	6,000ccを超えるもの	40,700円	111,000円	110,000円

トラック	最 大 積 載 量	営業用	自家用
	1トン以下	6,500	8,000
	1トン超2トン以下	9,000	11,500
トラックのうち 乗車定員が 4人以上	2トン超3トン以下	12,000	16,000

トラックのうち 乗車定員が 4人以上 貨 客 兼 用 車	最大積載量	総 排 気 量	営業用	自家用
	1トン 以下	1,000cc以下	10,200	13,200
		1,000cc超1,500cc以下	11,200	14,300
		1,500ccを超えるもの	12,800	16,000
	2トン 以下	1,000cc以下	12,700	16,700
		1,000cc超1,500cc以下	13,700	17,800
		1,500ccを超えるもの	15,300	19,500



※電気自動車など、内燃機関を持たない自動車は総排気量1000cc以下に区分されます。

■申告と納税

1 申 告

自動車を購入、廃車、名義変更などの登録事項の変更等をしたときは、そのつど自動車税の申告書を提出することになっています。

2 納 税

(1) 賦課期日（4月1日）に自動車を所有している場合は、県地方局から送付される納税通知書により5月31日までに納めることになっています（休日の場合は翌営業日）。また、賦課期日以後に、引越し等で自動車が「他県ナンバー」にかわっても、自動車税の月割計算による減額や新たな課税はありません。

(2) 4月1日以後に新規登録をした場合は、その登録申請をするときに運輸支局の県税窓口へ申告書を提出し、納税することになっています。

● 自動車税継続検査（車検）及び構造等変更検査用納税証明書

自動車は、道路運送車両法により、1～3年に1回継続検査（車検）を受ける必要があります。この検査を受けるためには、自動車税の継続検査用納税証明書（以下納税証明書）が必要です。また、構造等変更検査を受ける際にも納税証明書が必要です。（詳細は38ページをご覧ください。）

なお、平成28年3月1日から、登録自動車（軽自動車、小型二輪自動車は除く。）については、車検時に必要な納税証明書の提示が、自動車税納付確認システムにより省略できるようになりました。

ただし、自動車税の納付後すぐに車検等を受ける場合などは、納付状況がシステムに反映しておらず納税証明書の提示が必要になる場合があります。

● 納税機会の拡大について

自動車税は、クレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ、コンビニエンスストア、口座振替でも納付ができます。（詳細は39、40ページをご覧ください。）